

従事者共済会NEWS

1-3 通巻No.29
.....
November 2019

【発行】社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 従事者共済会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 3階
TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997



加入者の皆さまに周知をお願いしたいことや、事務担当者の皆さまへのお知らせを含めた「従事者共済会NEWS」を共済契約施設（団体）あてにファックス一斉送信で送付しています。なお、同一のファックス番号宛には1通のみ送信となります。
本NEWSの内容は、東社協ホームページ <https://www.tcsw.tvac.or.jp/> の「従事者共済会」のページにも掲載します。

従事者共済会では、2019年12月1日から共済会システムによる電子申請の利用を開始します。電子申請は、施設・団体のパソコンでインターネットを通じて共済会システムにログインすることで、一部の申請手続きを除き、各種届出の申請や請求書等のダウンロード、届出状況の照会を行うことができます。電子申請の導入にあたり、「共済会システムID・パスワード通知書」および「従事者共済会事務の手引き（2019年度）」等を発送しましたので、以下の点をご確認いただきますようお願いいたします。

1 「共済会システム ID・パスワード通知書」をご確認ください。

共済会システムにログインするために必要な「共済会システム ID・パスワード通知書」を従事者共済会団体契約書に記載された法人の所在地に送付しています（法人本部の所在地が他県の場合を除く）のでご確認ください。共済会システムの全ての機能を利用することができる「管理者ID」を法人毎に発行しています。同通知書をご確認いただき、まずは法人や施設の情報更新の手続きをお願いいたします。また、共済会システムにログインするためのIDは追加することができますので、各施設・団体の状況に応じてご利用ください。

共済会システムへのログイン方法やIDの追加手続き、操作方法等については、同封している「従事者共済会事務の手引き（2019年度）」「共済会システム 利用開始に関するご案内」をご確認ください。

2 「従事者共済会事務の手引き（2019年度）」等を郵送しています。

「従事者共済会事務の手引き（2019年度）」は、請求書等の送付単位としてきた契約番号ごとに送付しています（契約番号は共済会システムの運用開始に伴い、2019年12月より廃止します）。法人の所在地と請求書等の送付先が同じ場合は「事務の手引き」は1部のみ送付しています。「従事者共済会事務の手引き（2019年度）」は従事者共済会ホームページにも掲載していますので、あわせてご活用ください。

3 請求書等の全施設への郵送は廃止します。郵送を希望する場合は依頼書の提出を。

共済会システムの管理者IDで共済会システムにログインすると、法人内の全ての施設の請求書等をダウンロードすることができます。そのため、2019年12月以降は請求書等を一斉に発送する手続きは廃止させていただきます。

なお、電子申請へ移行するまでの準備期間については、ご希望により郵送を行いますので郵送を希望する場合は「請求書等郵送依頼書」に必要事項を記入・押印の上ご郵送ください。ただし、契約番号の廃止に伴い、請求書等は契約施設・団体の住所へ個々に郵送させていただきますのでご了承ください。

※「請求書等郵送依頼書」は各種届出様式のページ（従事者共済会その他の様式）に掲載していますのでご活用ください。

※毎月20日頃に従事者共済会から請求書等発行のお知らせをメール（またはFAX）でご案内いたします。お知らせを確認後、共済会システムよりダウンロードしてください。

4 完全電子化までの期間は電子申請と紙申請の併用もできます。

共済会システム説明会から完全電子化までのスケジュールは以下の通りです。各施設・団体に電子化移行に向けた検討をいただき、準備が整い次第、すみやかに移行いただきますようお願いいたします。

また、共済会システムは届出だけではなく閲覧や出力機能もありますので、部分的な活用をいただいても結構です。

<ぜひ取り組みやすい機能からご活用ください>

- 請求関連書類を出力する、退職金シミュレーションを利用するなど、出力や閲覧機能だけを活用することができます。
- 電子申請の準備を整えた後でも、紙申請による手続きを行うことができます。
- 電子申請を導入し始めた後でも、紙申請による届出にも従事者共済会では対応します。ただし、施設内の事務が混乱しないよう、加入や休職・復職、転出・転入等は電子申請で、受給申請だけは紙申請で手続きを行うなど、施設・団体内で一定のルールを決めることをお勧めします。
- 法人内の全ての施設が足並みを揃えて電子化を進める必要はありません。法人内異動の（転出・転入の）場合、転入施設が電子申請を導入していなくても、電子申請を導入している転出施設は電子申請で届出を行うことができます。

<共済会システム説明会から完全電子化までのスケジュール>

日 程	内 容
11月21日、27日	共済会システム説明会の開催
11月22日	ID・パスワードの発行・送付（法人本部宛） 従事者共済会 事務の手引きの送付（法人本部、契約番号宛）
2019年12月1日	電子申請の利用開始
2019年12月～2023年12月	電子化移行期間 （紙申請の受付および希望施設・団体に帳票類を送付）
2024年1月～	完全電子化